

政令第二百十八号

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号

）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の

施行期日は、平成十八年六月二十三日とする。